

間接工事費等の項目別対照表

目 次

Ver.3

◆土木工事.....	2
◆土地改良工事.....	5
◆治山林道工事.....	6
◆上水道工事（実務必携準拠）.....	7
◆上水道工事（下水道工事準拠）.....	9
◆機械設備工事.....	11

◆土木工事

間接工事費等の項目別対照表

間接工事費		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場管 理費=工事原価
	桁等購入費		×	○
処分費等		3 ページの「処分費の取扱い」参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸与機械評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ダム工事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×
	無償貸与機械評価額	○	×	×

○は対象とする ×は対象としない

出典 「国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）」 I-2-②-2（平成 24 年度）

鋼橋桁等の輸送

発注形態	工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	製作+輸送+架設等		○	○
製作+輸送		×	○	○
輸送+架設等		○	○	○
輸送		×	○	○
架設等		○	○	○

出典 「国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）」 I-2-②-2（平成 24 年度）

処分費の取扱い

区分	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合が 3%以下かつ 3 千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合が 3%を超える場合または 3 千万円を超える場合
共通仮設費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする
現場管理費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする
一般管理費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする

出典 「国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）」 I-2-②-29（平成 24 年度）

イメージアップ経費

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

K：イメージアップに要する費用（単位：円、1000 円未満切り捨て）

i：イメージアップ費率（単位：%、小数第 3 位四捨五入 2 位止め）

ただし、市街地については i に 1.5% を加算する。

P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）+ 支給品費（共通仮設費対象分）+ 無償貸与機械等評価額）

なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1000 円未満切り捨て）

対象額 : Pi		イメージアップ経費率 : i(%)	
		地方部	市街地
直接工事費 (処分費を除く) +支給品費+無償貸与機械等 評価額	5 億円以下 の場合	$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138} + 1.5$
	5 億円を 超える場合	0.69	2.19

出典 「国土交通省 土木工事標準積算基準書 (共通編)」 I-9-①-1 (平成 24 年度)

◆土地改良工事

間接工事の項目別対照表

間接工事費		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費+支給品費+官貸額=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
桁等購入費		×	○	○
処分費等		下記の「処分費の取扱い」参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
官貸額		○	○	×
現場発成品		×	×	×

○は対象とする ×は対象としない

出典 農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）P871（平成24年度）

処分費の取扱い

区分	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下かつ3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする

出典 農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）P872（平成24年度）

◆治山林道工事

間接工事の項目別対照表

間接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
項目 対象額	直接工事費+(支給品費+無償貸与貸付機械等評価額)+事業損失防止施設費	直接工事費+共通仮設費+支給品費+官貸額=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
鋼製ダム、鋼製落石防止柵、なだれ防止柵等の組立式鋼材の購入費(中詰を必要とする鋼材を除く)	×	○	○
簡易組立式橋梁、PC 桁、門扉、ポンプ及びグレーチング床板、大型遊具(設計製作品)の購入費	×	○	○
上記 2 項目を支給する場合の支給品費	×	○	×
その他の支給品	○	○	×
鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価	×	○	○
大型標識柱(オーバーヘッド柱、オーバーハング柱)の製作費を含む材料費	×	○	○
ヘリコプターの飛行経費	×	×	×
コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分場処理経費	×	×	×

○は対象とする ×は対象としない

出典 治山林道必携 P22 (共通仮設費) (平成 24 年度)
P34 (現場管理費) (平成 24 年度)
P37 (一般管理費) (平成 24 年度)

◆上水道工事（実務必携準拠）

間接工事費の項目別対照表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
		管材費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)
	桁等購入費	×	○	○
	処分費等	7 ページの「処分費の取扱い」を参照		
支給品等	管材費	○ (原則 1/2 の金額)	○ (原則 1/2 の金額)	×
	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
	無償貸与機械評価額	○	○	×
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○
	現場発成品	×	×	×

○は対象とする ×は対象としない

出典 水道事業実務必携 P3（平成 24 年度）

鋼橋桁等の輸送

発注形態	工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
		製作+輸送+架設等	○	○
	製作+輸送	×	○	○
	輸送+架設等	○	○	○
	輸送	×	○	○
	架設等	○	○	○

出典 水道事業実務必携 P3（平成 24 年度）

処分費の取扱い

区分	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合が 3%以下でかつ 3 千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合が 3%を超える場合または 3 千万円を超える場合
共通仮設費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする
現場管理費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする
一般管理費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする

出典 水道事業実務必携 P21 (平成 24 年度)

一般環境対策費

a. 算出式

$$K=i \times P$$

K : 環境対策に要する費用 (単位は円、1000 円未満切り捨て)

i : 環境対策経費率 (単位 : %、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)

$$i=111.4P_i^{-0.2334}$$

P_i : 対象額 (直接工事費 (処分費等を除く共通仮設費対象分) + 支給品費 (共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額)

b. 市街地については経費率 (i) を 0.5%加える補正をするものとする。

c. 環境対策に要する費用の対象額は 3.5 億円を限度とする。

出典 水道事業実務必携 P18 (平成 24 年度)

◆上水道工事（下水道工事準拠）

間接工事費の項目別対照表

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
対象額 項目	対象額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場管 理費=工事原価
桁等購入費	×	○	○
配管材料費・処分費等	下記の「配管材料費等の取扱い」及び9ページの「処分費の取扱い」を参照		
無償貸与機械評価額	○	○	×
鋼橋門扉等工場原価・管製 作施工一体工事における 工場製作原価	×	×	○
現場発生品	×	×	×

○は対象とする ×は対象としない

出典 東京都水道局・配水管工事積算基準（開削編）P12-3（平成24年10月）

配管材料費等の取扱い

区分	率計算対象管材料費	
	管材料費の1/2+支給材料費の1/2 <5%限度額の場合	管材料費の1/2+支給材料費の 1/2≥5%限度額の場合
共通仮設費	率計算対象管材料費=管材料費の 1/2+支給材料費の1/2とする	率計算対象管材料費=5%を限 度額とする
現場管理費		
一般管理費等		

5%限度額 = {直接工事費（管材料費を除く）+事業損失防止施設費+無償貸付機械等評価額
-その他の対象外費用} × 5/95

出典 東京都水道局・配水管工事積算基準（開削編）P2-38（平成24年10月）

処分費の取扱い

	『共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費』	
区分	処分費等が「上記式に占める割合の3%以下でかつ3千万円以下の場合	処分費等が上記式に占める割合の3%を超える場合または3千万円を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	全額を率計算の対象とする	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする
現場管理費		
一般管理費		

出典 東京都水道局・配水管工事積算基準（開削編）P2-38（平成24年10月）

◆機械設備工事

処分費の取扱い

	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
発生材処分費	× 全額対象外	× 全額対象外	○

出典 公共建築工事積算基準 P8（共通仮設費）（平成 23 年度）
P10（現場管理費）（平成 23 年度）
P11（一般管理費）（平成 23 年度）